

正会員 各位

(一社) 全国 LP ガス協会

LP ガス料金等の情報提供に関する関係省庁からの要請について

標記につきまして、取引の適正化・料金の透明化における制度改正の施行を控え、消費者庁・経済産業省・国土交通省の連名により別紙のとおり要請がありました。

本件は、現状において賃貸集合住宅の入居者は、入居した後に LP ガス料金を知ることが多く、LP ガス料金に不満があっても受け入れるしかないという状況にあることを踏まえ、入居希望者が入居前に LP ガス料金の仕組みを知ったうえで入居できるようにするために、入居希望者から LP ガス事業者に対して、直接 LP ガス料金等の情報提供の要請があった場合は、それに応じること及び入居希望者に対し、LP ガス料金を事前に提示するよう要請されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては 営業所等に対し、別添の内容を踏まえ、下記の徹底を図るようご周知いただきますようお願ひいたします。

記

- ① LP ガス供給をしている(今後供給しようとする場合も含む。)賃貸集合住宅の入居希望者が賃貸借契約を締結する前に、不動産関係者が当該入居希望者に対し、LP ガス事業者の連絡先を含む LP ガス料金等の情報を適切に提供できるよう、わかりやすい資料等を不動産関係者に情報提供すること。
- ② LP ガス事業者に対し、入居希望者から直接 LP ガス料金等について問合せがあった場合は、それに応じ、わかりやすく説明すること。

なお、当該周知に関し別添のとおり一般消費者向けの注意喚起ポスターが作成されておりますので御活用ください。消費者庁のホームページに掲載されております。

<注意喚起ポスター download 用 URL、QR コード>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_038/assets/consumer_policy_cms102_240620_01.pdf



別紙

令和6年6月19日

一般社団法人全国LPGガス協会
会長 山田 耕司 殿

消費者庁 消費者政策課
経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課
国土交通省 不動産・建設経済局 参事官（不動産管理業）
国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）

LPGガス料金等の情報提供に関するLPGガス事業者への要請について

賃貸集合住宅の入居者は、入居した後になってからLPGガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれており、消費者保護の観点から問題となっています。

このような状況を踏まえ、消費者が賃貸集合住宅の入居前にLPGガス料金の仕組みを知ったうえで入居を可能とする観点から、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（液石法施行規則）を改正し、LPGガス事業者において、賃貸集合住宅への入居希望者からLPGガス事業者に対して直接LPGガス料金等の情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付けするなど、入居希望者に対し、LPGガス料金を事前提示することとしました。同施行規則は令和6年4月2日に公布しており、同年7月2日に施行されます。

今後、LPGガス事業者におかれては、一層の消費者利益の擁護、増進の観点から、以下について御協力をお願いいたします。

- ① LPGガス供給をしている（今後供給しようとする場合も含む。）賃貸集合住宅の入居希望者が賃貸借契約を締結する前に、不動産関係者が当該入居希望者に対し、LPGガス事業者の連絡先を含むLPGガス料金等の情報を適切に提供できるよう、わかりやすい資料等を不動産関係者に情報提供すること
- ② LPGガス事業者に対し、入居希望者から直接LPGガス料金等について問合せがあった場合は、それに応じ、わかりやすく説明すること

なお、当該周知に関し別添のとおり一般消費者向けの注意喚起ポスターを作成しましたので御活用ください。

以上

LPガス料金 を契約前に確認しましよう



賃貸集合住宅でLPガスが使用されていたら、**賃貸借契約を締結する前に**不動産会社・オーナーなどにガス料金表の提示を依頼し、ガス料金について**納得**したうえで契約しましょう。

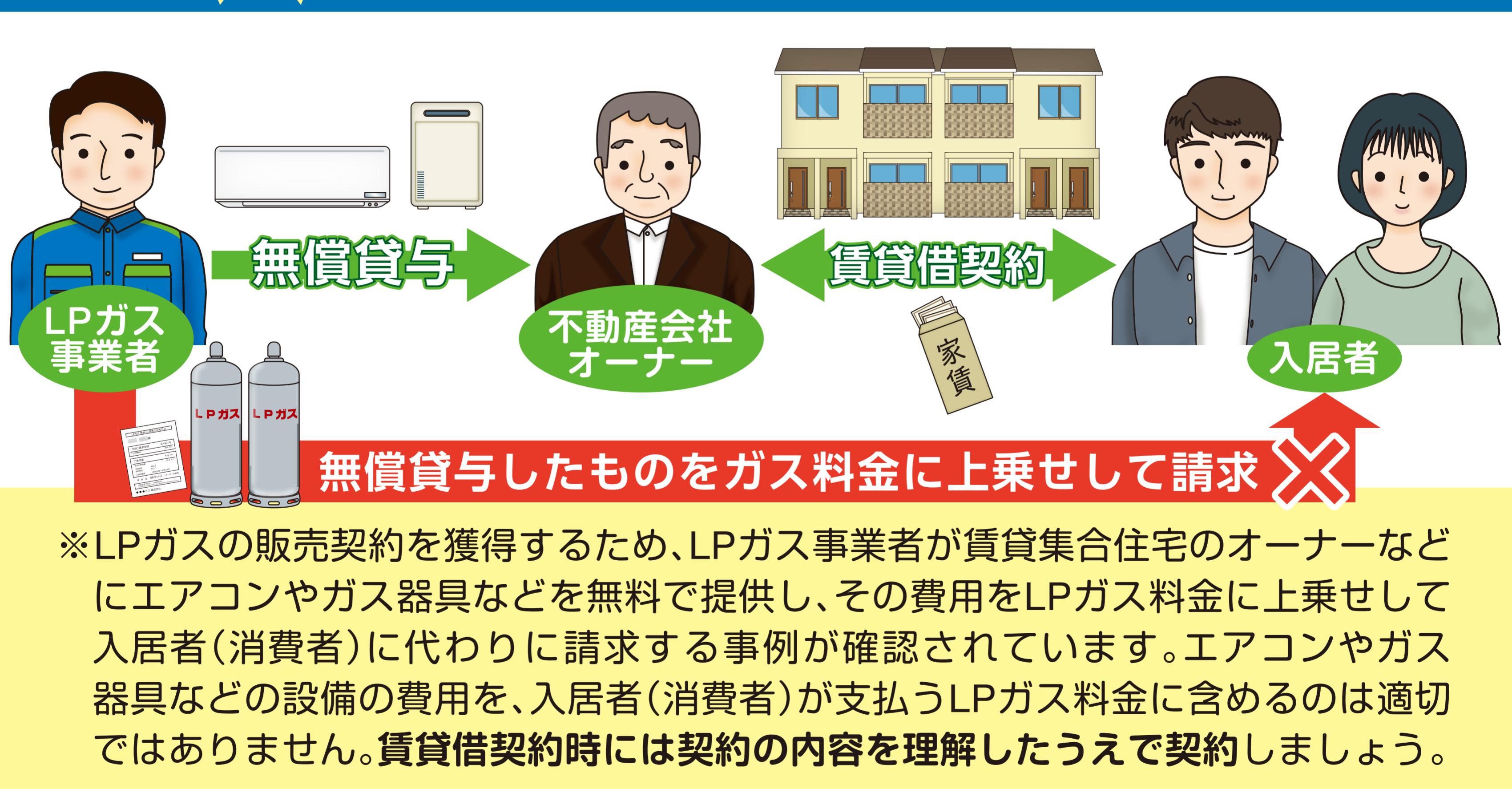
LPガス料金表

基本料金	X,XXX 円
従量料金	0~5m ³ XXX 円
"	5.1~10m ³ XXX 円
"	10.1~40m ³ XXX 円
"	40.1m ³ ~ XXX 円
設備料金	X,XXX 円

え?
LPガス料金って
こんなにするの?!

料金が高い! と感じたら要注意!

賃貸集合住宅ではガス供給事業者を選択・変更できません。
不明な点があれば料金の内訳を確認しましょう。



契約に関する
トラブルは

消費者ホットライン

い や や
1 8 8



へご相談ください